

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり
公告します。

平成28年6月30日

京都市長 門川 大作

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事件名

京北中部地域水道再整備（その36）工事

(2) 工事場所

京都市右京区京北五本松町他 地内

(3) 工事概要（路面復旧工（昼間施工））

ア 路面復旧（国・指定府道 車道部 厚さ17センチ）

804平方メートル（掘削部） 5,000平方メートル（影響部）

イ 路面復旧（府道・市道 車道部 厚さ5センチ）

2,406平方メートル（掘削部） 18,380平方メートル（影響部）

ウ 路面復旧（国道・指定府道・市道 歩道部 厚さ4センチ）

1,178平方メートル（掘削部） 5,302平方メートル（影響部）

エ 付帯工（昼間施工）

区画線工 一式

(4) 工期

契約の日の翌日から平成29年1月13日まで

2 入札参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出日において、現に京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第1項に規定する平成28年度の一般競争入札有資格者名簿に「工事」の種目で登載されていること。

(2) 京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第3条に基づき、平成28年度競争入札参加有資格者格付（舗装工事）においてAの等級に登録されていること。

(3) 本件入札に係る一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日から一般競争入札参加資格の確認までの期間において要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の措置を受けていないこと。

(4) 建設業法に基づく舗装工事業に係る監理技術者を1名配置し得ること。

また、当該技術者については、次の条件を全て満たしていること。

ア 常勤の自社社員であり、かつ入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

イ 特定建設業の許可を受けた者であって、下請発注額の合計が4千万円（建築一式工事の場合6千万円）以上を予定している場合は、監理技術者（監理技術者講習を修了している者に限る。）を配置すること。

ウ 本件入札の請負金額（予定）（各入札者の入札価格に消費税及び地方消費税を加えた金額をいう。）を3千5百万円（建築一式工事の場合7千万円）以上とする場合においては、入札参加資格確認申請日において他の工事に技術者又は現場代理人として配置しておらず、契約工期において専任での配置が可能な者であること。

エ 契約工期において専任で配置が可能な者であること。

オ ウ及びエについて、工事实績情報システム（コリンズ）で確認できること。

カ 入札参加資格確認申請書の提出後、配置予定技術者を変更することは認められない。また、落札した場合において、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者を配置すること及び履行の途中における技術者の変更は、原則、認められないものとする。

(5) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の全てに加入していること。ただし、法令の規定により適用を除外されている場合はこの限りでない。

(6) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出日において、京都市行財政局財政部契約課（以下「契約課」という。）が実施した当該種目における一般競争入札（共同企業体による入札及び本市上下水道局が京都市長名で実施する同種目の入札を含む。）に応札し、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されていないこと。

また、契約課が実施中の落札決定に至っていない同種目の他の入札（共同企業体による入札及び本市上下水道局が京都市長名で実施する同種目の入札を含む。）において、低入札価格調査の対象となる応札を行っていないこと。

ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届を提出した場合又は失格基準を下回る価格で応札した場合を除く。

(7) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の交付

(1) 問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

（電話 075-672-7728）

ホームページのアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/category/174-4-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

(2) 交付期間

この公告の日から平成28年7月6日（水）まで（京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（た

だし、正午から午後1時までを除く。)とする。

(3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付する。

なお、(1)の上下水道局のホームページからダウンロードすることもできる。

4 競争入札の参加資格の確認手続等

(1) 参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格について審査を受けることとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。）の写し。

なお、2(5)の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入又は適用除外の確認についても、これをもって行うものとする。

ウ 技術者配置予定調書（用紙交付）

2(4)の技術者を記載し、その者の技術者資格及び雇用関係を証明し得る書類等の写しを添付すること。

本件においては、配置予定とする技術者を3名まで申請することができるものとする。この場合、技術者ごとに技術者配置予定調書を作成して提出すること。落札者となった場合には、直ちに、実際に本件工事に配置する技術者を特定し、用度課に書面（様式任意）で報告すること（FAX可）。

なお、監理技術者にあつては、その者の監理技術者資格者証（表面及び裏面）の写し、監理技術者講習修了証の表面の写し（ただし、監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴の記載がある場合は不要。）及び雇用関係を証明し得る書類等の写しを添付すること。

また、落札した場合においては、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者を配置すること及び履行の途中における技術者の変更は認められない。

(2) 申請書類の提出方法

ア 提出期間

この公告の日から平成28年7月6日（水）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

イ 提出場所

3(1)の場所

(3) 工事の設計図書等について

この公告の日から平成28年7月15日（金）までに有限会社吉岡商店（京都市伏見区津知橋町373番地 電話075-621-4514）において購入すること。

（購入時間は、午前9時から午後5時までとする。）

この公告日から平成28年7月15日（金）までの期間に設計図書等を購入しなかった場合には、積算不能として本件入札に参加することができない。

また、京都市競争入札等取扱要綱第3条の規定に基づき、平成28年度競争入札参加有資格者格付（舗装工事）において、Aの等級に登録されている者以外の購入はできない。

(4) 参加資格の確認の通知について

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、その結果は、平成28年7月8日（金）に上記3(1)において掲示する。参加資格があると認められた者は、この日以降に入札参加資格通知書兼競争入札通知書及び入札書を受け取ること。

なお、参加資格がないと認められた者に対しては、その理由を付して通知する。

(5) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、市長に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、平成28年7月11日（月）午後5時までに、3(1)の場所に提出することとする。

イ 市長は、アによる説明を求められたときは、平成28年7月12日（火）までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。

(6) 参加資格の確認の取消し

入札参加資格を確認する前に、入札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格は認めない。また、入札参加資格の確認後、落札決定までの間に、入札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格を取り消す。

ア 落札決定の日時までの間に規則第2条第1項に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 落札決定の日時までの間に、2に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。

ウ 要綱第29条第1項の規定により定めた競争入札参加停止措置を受けたとき。

エ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、契約課が実施した当該種目における一般競争入札（本市上下水道局が京都市長名で実施する同種目の入札を含む。）に応札し、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されたとき、又は落札決定に至っていない同種目の他の入札において低入札価格の対象となる応札を行ったとき。ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届を提出した場合（本件入札の開札の直前の開庁日の午後5時までに提出した場合に限る。）又は失格基準を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。

オ アからエまでに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

カ その他市長が特に入札参加資格を有することが不相当であると認めたとき。

5 入札の実施日時及び実施場所

(1) 実施日時

平成28年7月22日（金）午前9時

(2) 実施場所

京都市上下水道局総務部用度課入札室

6 入札方法等

(1) 入札は、原則として、参加資格者が入札に参加して、入札書を入札函に投函することにより実施する。

(2) 入札者は、(1)で投函した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(3) 代表者以外の者（以下「代理人」という。）が入札に参加する場合には、本件入札に関し代理人を選任した旨を記載した委任状を提出すること。ただし、代表者の記名押印がある入札書で入札する場合には、委任状の提出は不要とする。

(4) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載する。

(5) 予定価格及び最低制限価格

予定価格 168,250,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

最低制限価格については、落札者を決定した日に公表する。

なお、最低制限価格については入札書の投函後、開封するまでの間にくじにより決定する。

(6) 積算内訳書の提出

ア 入札参加者は、入札書を投函する際に入札金額に対応する積算内訳書を提出すること。

イ 積算内訳書には、工事名及び工事場所、開札日、会社の商号又は名称、代表者役職及び代表者氏名を記載し登録印を押印すること。

ウ 積算内訳書については、少なくとも項目、単価、数量及び金額を記載するものとする。

エ 積算内訳書は、入札の参加条件として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。当該入札者が二者以上あるときは、抽選によって落札者を決定する。

8 入札の無効

規則第6条の2各号（第2号、第3号、第5号、第6号及び第7号を除く。）の規定に定めるもののほか、虚偽の申請により競争入札参加資格があると認めた者が行った入札は無効とする。

9 その他

(1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。

(2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約保証金 必要

(5) 前払金

請負金額の4割を超えない範囲内（中間前払金については2割を超えない範囲内）の額を支払う。ただし、部分払を請求した後は、中間前払金を請求することはできないこととする。

- (6) 中間前払金又は部分払 契約時選択
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) 設計図書等の内容に関する質問は禁止する。
- (9) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外のもの（以下「非落札者」という。）とが、次に掲げる事項を行うことを禁止する。
 - ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。
 - イ 非落札者が、契約者から本件工事を請け負うこと（2次下請、3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。
- (10) 京都市暴力団排除条例第12条第5項の規定により、契約の締結時に同条例施行規則第6条第1項に規定する誓約書を提出すること。ただし、契約金額が1,500,000円未満である場合を除く。
 - なお、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しない。
- (11) 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。また、工事に係る資材、原材料の購入契約その他の契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。
- (12) 本件は、京都市公契約基本条例第12条の労働関係法令遵守状況報告書（以下「報告書」）の提出が必要となる公契約であることから、受注者は、契約締結後2か月以内に報告書を提出すること。また、本件に係る下請負者の報告書は受注者が取りまとめて提出すること。

（上下水道局総務部用度課）